

姥捨て山!を作る制度?

4月に消費税の税率が引き上げられ一時的には需要が落ち込んだように思われましたが、住宅などの高額商品を除いて今のところ景気には大きな影響を与えていないように思われます。このままいけば来年10月の10%への税率再引き上げも行われるものと思われます。しかし、住宅の駆け込み需要の反動は大きく、住宅ローンの金利は年0.5%代にまで下落しているようです。

ところで、最近新聞紙上では来年2015年1月1日以後の相続税の増税に関する記事をよく見かけます。相続税対策に関するセミナーの案内や保険・不動産等の節税商品、信託銀行などが行っている教育資金の一括贈与非課税制度の案内等々。来年10月の10%への消費税の税率再引き上げに合わせたかのような相続税の増税の背景は、現在の相続税の課税割合(2012年の全国の課税対象者52千人÷同左死亡者数1,256千人)は4.2%と低い状況にありますので、相続税の課税割合の引き上げと税収増を目指すことにあります。

およそ20年前の1991(平成3)年の不動産バブルのピーク時ではどうだったか調べてみると、年間死亡者数829千人に対し相続税の課税対象者は56千人だったので課税割合は6.8%と2012年より2.6%も高い。課税対象者数だけみれば2012年より4千人多いだけですが、年間の死亡者数は2012年の方が427千人も多いので課税割合は大きく異なります。相続税の税収を比較すると、1992年の3.9兆円に対し、2012年は1.2兆円なので税収は約30%になっています。

来年の相続税の増税により課税割合の全国平均が6~7%と、課税対象者数は約1.5倍になることが見込まれます。しかし東京や大阪の都心部に不動産をお持ちの方の課税割合は地価が高い分、10~20%になるのではないかと思いますので、相続税は決して他人ごとではない税金となることからあと半年に迫った相続税の増税に備えて活発に動いているようです。

相続税対策の第一は、元気であれば10年以上長い期間をかけて財産を移転することです。即効性のある対策もありますが、リスクを少なく大きな効果を得ようと思えば生前贈与を長期に渡ってコツコツとまめに行えば効果的です。現在贈与税の非課税枠は年間110万円ですが、10年かければ一人に対して1,100万円、贈与の相手が3人であれば3,300万円も無税で財産を減らすことができます。現にここ数年では贈与税の申告件数も増加傾向にあります。

現行の相続税の基礎控除額は5000万円+1000万円×法定相続人数ですが、2015年の改正後は3000万円+600万円×法定相続人数となり、40%減額となります。例えば法定相続人が配偶者と子供2人の3名では、基礎控除額は、現行8000万円が4800万円となり、3200万円の減額(増税)となりますが、上記の例のように年間110万円の財産を3人に対して10年かけて贈与すれば、この基礎控除額の減額(増税)分3,200万円の穴埋めは十分できる計算になります。

生前贈与で即効性のある対策では、昨年4月に鳴り物入りで新設された、祖父母から孫への教育資金の一括贈与で1500万円までの贈与額が非課税になる制度です。来年2015年12月までの期間限定措置としてスタートしましたが、3年弱の期間中の予想件数54千件を初年度の大手信託銀行4行の実績で65千件と1年で早くも3年間の予想を上回るペースで達成し、贈与金額では4300億円にもなっています。

この制度が新設されたときに税法を作った財務省主税局の幹部の方から聞いたお話が今でも印象に残っています。「この一括贈与の制度のみに頼ると姥捨て山を作ることになります」。どういう意味かということ、盆暮れに里帰りした子供に親が「孫の教育費に」と、まとまった現金を渡す(その都度贈与という)ことによって親の威信が護られるのに、さっさと一括で贈与してしまえばあとは用無し、と放っておかれる。というニュアンスのことを言っていました。なるほど、極論ではありますが、言い得て妙ですね。税務とは次元の違う根深い問題を感じました。

元々税務上は、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるもの」は贈与税の非課税財産として規定されています。祖父母が孫の学校の授業料の実費をその都度負担(その都度贈与)したことはこれに該当するので、そもそも贈与税の課税対象とはなりません。一括贈与は慎重かつその都度贈与と計画的に併用(実費負担に限る)し、子供の間で不公平の出ないよう、その都度贈与は贈与があったことを後に証明出来るよう記録を残すこと、などが重要なポイントとなります。